

# 2026 働きやすい 職場づくり補助金

子育て世帯や高齢者、障がい者、外国人など誰もが働きやすい職場づくりのため、従業員のメンタルヘルスケアや就業規則の見直しなどにかかる費用を補助します！

補助率 **1/2** 補助額 **10** (上限) 万円 ※千円未満切捨て

**補助対象者** 市内に本店を有する中小企業者、または中小企業団体

**申請期日** 事業着手前かつ令和9年2月末日まで

## メンタルヘルスケア

対象経費

従業員向けカウンセリング委託料、ハラスメント研修に係る費用

具体例

カスハラ対策、LGBTQに対する社員教育、臨床心理士等の有資格者へのカウンセリング委託料等

外部受講費用も対象!!

今年度拡充!!

## 就業規則の見直しなど

対象経費

就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料

具体例

「子の看護休暇の子対象年齢を引き上げる」「ビジネスケアラーのための介護休暇の日数を増やす」等

子育て応援企業は認定期間中は1年度に1回まで申請可能です!!

